

高島鞆之助と堀内利国

三 崎 一 明

1

脚気は日本の風土病と考えられ、江戸時代には「江戸煩い」と称していたようである。当時、脚気は江戸、大阪、京都の大都会に多く、とくに地方から出てきた武士・町人たちの間に多く流行した。また脚気による死亡者も少なくなかった¹⁾。14代将軍徳川家茂も、慶応2年(1866)8月20日、満20歳のとき大阪城でなくなっている。死因は脚気と伝えられている²⁾。

明治4年(1871)、薩長土肥からなる御親兵の間で脚気が多発する。夏季には、実に兵員の20%が罹病する³⁾。

同様に、生徒隊でも脚気が多発し、数十人を兵庫県の有馬温泉で転地療養をさせている。これが陸軍における脚気による転地療法の始まりである⁴⁾。明治2年(1869)9月に、大阪兵学寮を設け、同年12月28日には、33人の生徒を入学させ、これを青年舎生徒と称している。生徒隊というのは彼らのことである。明治3年(1870)に、京都の仏式伝習所(教導隊に改組される)、横浜練習所(その生徒35人を幼年学舎の幼年生徒とする)を大阪に移し、青年生徒、幼年生徒、教導隊に編制している⁵⁾。

1) 日本科学史学会編(1965) p.119.

2) 巖本編(1995) p.67. この時期、島津久光もまた脚気に罹病していたようである。サトウ(1960)下, p.86.

3) 日本科学史学会編(1965) p.120.

4) 矢島編(1927) p.5.

5) 松下編(1942) p.127, p.129.

そして、明治10年(1877)7月12日、西南戦争のため京都滞在中の明治天皇の足に浮腫ができて、脚気と診断されるのが、同月16日である⁶⁾。これが全治するのは同年10月である⁷⁾。

明治10年(1877)8月7日、親子内親王(徳川家茂夫人和宮)は転地療養のため箱根塔ノ沢温泉に出発する。これは親子内親王が同年6月以来、脚気に罹病したためである。侍医船曳清修が付き添い、さらに同年8月16日には、侍医岩佐純が派遣されている。同月25日には侍従を見舞いに派遣し、同月29日に侍医池田謙斉を派遣している。明治10年(1877)9月1日に侍医伊東方成^{まさなり}が派遣される。そのかいもなく同月2日に親子内親王は脚気のためなくなっている⁸⁾。

伊東方成が青木邦彦とともに大典医となるのは、明治2年(1869)9月15日である。これ以降、岩倉具視の建言により宮中において漢方医だけでなく、洋方医を任用することになる⁹⁾。

別働第三旅団司令長官陸軍少将川路利良は脚気のため、明治10年(1877)7月1日に鹿児島を離れ、同月3日、4日に京都で明治天皇に戦局を報告し、同月9日に京都をたって、同月13日東京に帰っている¹⁰⁾。

明治天皇は脚気予防のために高地での転地療法を右大臣岩倉にすすめられるが、これを断っている。その理由はふたつある。ひとつは、脚気は日本国民すべてが罹病する病気である。すべての国民が転地療法をできない。それゆえ国民すべてが予防できる方法を見つけるべきであるということである。東北巡幸のさいに、鎮台兵は高地に駐屯していた。それにもかかわらず、脚気に罹病しているものが数十人あった。ということは、脚気予防に高地療法はあまり意味がないのではないかとということがふたつ目で

6) 宮内庁(1970)第四, p.214.

7) 同書, p.399.

8) 同書, p.234. 東京大学史料編纂所蔵版(1998) p.503.

9) 宮内庁(1969)第二, p.186.

10) 宮内庁(1970)第四, pp.211-212.

ある。親子内親王も、高地療法の効果がなく、脚気で明治10年（1877）9月2日になくなっていることはさきに述べた。このとき、侍医たちは転地すれば快方に向かうと明治天皇に説明している。しかし効果がなかったことから、侍医に対して明治天皇は不信感を持つようになる¹¹⁾。それだけでなく、脚気の治療法について明治天皇は意見を述べている。脚気は日本を含むアジアだけに存在する病気であり、ヨーロッパには存在しない病気である。その原因としては米食が考えられる。さらに漢方医遠田澄庵が、米食をやめて、小豆、麦等の食事療法を採用しているのは、おおいに参考にすべきであるともいっている。しかも、病気を治すのに、洋医も漢方医もさらには和洋の区別なく、ともに協力して研究するべきだとも述べている¹²⁾。明治天皇の指摘した点は、当時の医学会よりも論理的できわめて妥当な意見である。

明治11年（1878）7月10日、和漢洋の医師の協力をえて、神田表神保町1番地の旧英語学校を府立脚気病院として開院する。明治天皇は脚気病院開設にあたり2万円を下賜している¹³⁾。この病院のベッド数は100で、治療専任、治療成績・病理専任、統計表・治療日誌・治療評価の編集専任の三種に医師を区分している¹⁴⁾。さらに「洋科」と「漢科」にわけて、治療法を競争させている。洋科は佐々木東洋、小林恒が担当し、漢科は遠田澄庵、今村了庵が担当している¹⁵⁾。このとき明治政府は東京府に達しをだしている。それによるとむこう5ヵ年毎年1万円が支出され、初年度は設立費8000円を国から支出し、その他の費用を東京府が負担することとある¹⁶⁾。また、脚気病院に漢科をおくことになったのは、大久保利通が圧力

11) 東京大学史料編纂所編（1976）p.50.

12) 宮内庁（1970）第四，pp.399-400.

13) 東京都編（1969）p.486.

14) 同書，p.491.

15) 宮内庁（1970）第四，p.419.

16) 東京都編（1969）p.485.

をかけた結果とある¹⁷⁾。

明治11年(1878)10月16日の各庁経費及興業営業費表をみると、内務省の経費として脚気病院補助費、23,970円があげられている。明治12年(1879)7月19日の各庁経費及営繕堤防警察費表では、脚気病院設立補助費、23,970円が内務省の費目としてあげられている。明治13年(1880)6月30日の各庁経費表では、脚気病院設立補助費、23,970円は文部省の経費として上げられている¹⁸⁾。これをみると、明治11年(1878)3月15日の内務卿大久保利通の通達と異なるおおきな額が国から支給されている。明治政府が脚気を重要視し、その必要経費を増額したということであろう。

明治天皇は、明治11年(1878)5月30日にふたたび脚気となるが、侍医に対する不信感があるため、侍医のことを聞かない。そこで佐々木高行、吉井友実等の侍補が明治天皇の脚気を心配して、脚気に詳しい漢方医遠田澄庵の意見を聞くように取り計らっている¹⁹⁾。それほどに明治天皇の脚気の症状が進んでいたということである。

明治12年(1879)3月28日に、医学について、侍従長山口正定に、明治天皇は漢方医も洋医もそれぞれ一長一短があり、どちらも完全とはいえないと述べている²⁰⁾。脚気についてはアジア、あるいは日本の風土病ということもあり、当時の西洋医学ではなすすべもないが、漢方には長い経験があり、なによりも一部には治癒に成功しているという実績があるということを受けてのことと思われる。

明治15年(1882)8月4日にも、明治天皇は脚気と診断される。この

17) 日本科学史学会編(1965) pp.120-121.

18) 東京大学史料編纂所蔵版(1998) p.191, p.206, p.227.

19) 宮内庁(1970)第四, p.419. 東京大学史料編纂所編(1976) p.69, 「東」田となっている。

20) 宮内庁(1970)第四, p.637.

脚気が癒えるのが同年 10 月 30 日である²¹⁾。

ところで、脚気病院における明治 11 年（1878）と明治 12 年（1879）の 2 年間の成績はつぎのようになっている。遠田澄庵は患者 100 人につき全癒した患者は 50 人余、死亡した患者は 3 人余、今村了庵は患者 100 人につき全癒したのは 51 人余、死亡したのは 20 人余、小林恒は 100 人につき全癒したのは 80 人余、死亡したのは 13 人余、佐々木東洋は 2 室を担当していて、一方は患者 100 人につき全癒したのは 79 人余、死亡したのは 12 人余、他方は 100 人につき全癒したのは 66 人余、死亡したのは 24 人余である。この数字をみると、遠田澄庵の成績がいい。ただし、これには備考がある。今村了庵、小林恒が担当したのは、軽症患者と重症患者であり、佐々木東洋は一方は軽症患者と重症患者であり、他方は重症患者だけである。これに対して、遠田澄庵は重症患者を受けつけず、軽症患者だけを治療したとある。所見では、結局どちらがいいのかわからないと記している。この所見は正しいものである。そもそも異なる条件のもとで、比較すること自体が無意味なことである。このときに成績について所見を書いているのが、のちに麦飯反対論者の石黒忠恵である。

神田表神保町 1 番地の脚気病院は明治 11 年（1878）12 月 10 日に閉院となり、明治 12 年（1879）4 月 1 日、本郷区向ヶ岡弥生町 2 番地に東京府脚気病院が開院する。この脚気病院も明治 15 年（1882）5 月 3 日に廃止される²²⁾。これを東京大学医学部が引き継ぎ、脚気病室が置かれるようになる。また漢方医はすでに明治 11 年（1878）8 月に、浅田宗伯を院長として、私立脚気仮病院（のち、博濟堂と改称する）を設立している²³⁾。

当時、毎年初夏から晩秋にかけて、陸軍の病院は脚気患者でいっぱいになり、軽症患者には温泉あるいは山地における転地療法をおこなって

21) 宮内庁（1970）第五、p.755, p.794.

22) 東京都編（1969）pp.494-495.

23) 日本科学史学会編（1965）p.120-122.

た。東京では、音羽の護国寺、小石川の伝通院、戸山学校などを臨時病院として使用している。さらに軽井沢、箱根に転地療養所を設けている²⁴⁾。たとえば、東京鎮台の高崎分営歩兵第15連隊第3大隊、士官20人、下士以下431人は、明治20年(1887)9月13日から同月24日まで、脚気予防をかねて、軽井沢で演習をおこなっている²⁵⁾。

明治16年(1883)10月、1等侍医伊東方成、同池田謙斎、同岩佐純等が連署して、太政大臣三条実美に明治天皇の脚気予防のために、離宮を設け、毎年転地療養することを建議する。明治10年(1877)に京都で脚気に罹病して以来、再三、夏秋に脚気を発症している。これは明治天皇が脚気に感染しやすい体質のためであり、これをさけるために脚気が流行するときには、東京を避けて、東京から30里内外の山水秀麗・空気清浄なところに離宮を設立して、毎年夏秋には、そこに転地し、病原を根治すべきであり、また皇子・皇女の夏の避暑地としても、箱根、日光等に離宮を設立すべきという主張である。この結果、皇子・皇女の転地用として、箱根に離宮を、日光等に御用邸を置くようになる。ただ、明治天皇は転地療養のためにこれらを利用したことはないということである²⁶⁾。箱根塔ヶ島の土地、45,660坪を皇居地附属地とし、明治18年(1885)3月から離宮の建設に着手している²⁷⁾。建築資金12万4千余円を投じて、箱根塔ヶ島離宮が完成するのは、明治19年(1886)7月31日である²⁸⁾。その後、明治23年(1890)7月14日に、箱根塔ヶ島離宮は函根離宮と改称される²⁹⁾。

明治18年(1885)1月、明治天皇は陸軍士官学校に侍従岡田善長を派遣し、同校附属予科生徒の脚気患者について調査させている。その結果、

24) 矢島編(1927)p.1. 日本科学史学会編(1965)p.120.

25) 『官報』(明治編)第2巻～(22), p.80.

26) 宮内庁(1971)第六, pp.129-130.

27) 同書, p.297.

28) 同書, p.622.

29) 宮内庁(1972)第七, p.616.

予科生徒隊長柳生房義は、明治17年（1884）6月から同年12月の間における脚気患者数を明治18年（1885）1月20日、明治天皇に報告している³⁰⁾。

明治天皇は、明治18年（1885）6月20日、近衛と東京鎮台に侍従岡田善長を派遣し、兵士の罹病の状況を調べさせている³¹⁾。

同年7月20日、脚気に罹病する近衛兵がおおいので、明治天皇の要請により、近衛兵から選ばれた集成隊を編制し、習志野で転地療養をかねて、7週間の野外演習をさせている。さらに明治天皇は宮内省七等出仕歩兵少佐子爵大河内正質^{まさただ}を派遣して状況を検分させている³²⁾。

また、日野西資忠が明治天皇についてつぎのようにかたる原因のひとつは脚気とおもわれる³³⁾。

大演習に馬を召さなくなつて後は殆ど御乗馬はなかつたようであります。是も全く御足なり御身体の御加減で、御乗馬が御出来にならなかつたと恐察するものであります。

明治天皇がこれほどの興味を示している脚気に対し、陸軍がどのような脚気対策をもっていたのか興味のあるところである。

2

陸軍では明治17年（1884）には、兵食に麦・小豆・その他の雑穀を混用するように通達が出る。その結果、明治23、24年（1890、1891）のころ

30) 宮内庁（1971）第六、p.356.

31) 同書、p.427.

32) 同書、p.442. 大河内は前大多喜藩主松平正質である。父は間部詮勝である。

33) 日野西（1952）p.39.

にはほとんどの隊が麦飯を兵食に採用するようになっていた。しかし、麦米の混合比率が各隊で異なるという問題があった。ようやく明治 37, 38 年（1904, 1905）の日露戦争のとき陸軍大臣の訓令で麦飯が採用されるようになる³⁴⁾。

高島と脚気との出会いである。明治 15 年（1882）7 月 23 日、壬午事変である。このとき朝鮮兵により陸軍工兵中尉堀本禮造等 7 人が殺害される。日本の公使館が襲撃され、初代朝鮮弁理公使花房義質（はなぶさよしもと）、外務書記官近藤真鋤、陸軍歩兵大尉水野勝毅等 28 人で防戦し、深夜に王宮、楊花鎮、そして同月 24 日、仁川に脱出する。仁川でも襲われて、巡查広戸昌克等 6 人が殺害される。花房以下は済物浦に逃れ、海上を小船で逃亡していたところをイギリスの測量船に助けられ、同月 29 日長崎に到着している³⁵⁾。

明治 15 年（1882）7 月 31 日、陸軍少将高島西部監軍部長心得は小倉在営の歩兵 1 大隊を率いて花房弁理公使の護衛を命じられる。この通知を高島は伊香保温泉滞在中に受け取ったようである³⁶⁾。西部監軍は朝鮮にもっとも近いので、西部監軍部長心得の高島が花房の護衛に任命されたものと推測される。

明治 15 年（1882）8 月 1 日、高島不在中、陸軍少将黒川通軌中部監軍部長心得が西部監軍部長心得を兼務することになる³⁷⁾。高島はこの日の朝に東京に帰ってくる。そして、樺山資紀が高島を訪問してなにかしらの注意を与えている³⁸⁾。

34) 陸軍省編（1966）上、p.772.

35) 宮内庁（1971）第五、pp.744-746.

36) 樺山（1988）p.353. 伊香保は当時東京陸軍本病院の脚気の転地療養所であったことから、高島は脚気で滞在していたとも考えられる。宗田（1989）p.433.

37) 杉本編（1893）下、p.450.

38) 樺山（1988）p.354.

大山陸軍卿から高島に与えられた命令書である³⁹⁾。

今般在朝鮮国我公使館江逆徒乱暴の事件為談判弁理公使花房義質を同国江被遣候処万一逆徒の勢益猖獗にして公使一行京城江進入難相成自然彼より戦端を開き候場合に至り候節は兼て公使え被附候護衛兵を指揮し仁川其他便宜要衝の地に拠り先つ守備を為し公使と協議の上速に其状況を具申し後命を可待旨御沙汰候事

このとき東京鎮台の騎兵 1 小隊、輜重兵 1 小隊、輪卒憲兵若干が福岡に派遣され、熊本鎮台の兵とともに混成旅団を編成している。

参謀本部が明治 11 年（1878）12 月 5 日に創設されてのち、これが第 1 回目の動員である⁴⁰⁾。

西部監軍部長心得の派遣を決め、このような動員をしたということは日本政府がこの事件を重要視したということである。明治 6 年（1873）に西郷隆盛の朝鮮派遣に反対した大久保利通に与した高島が、10 年後花房弁理公使護衛の司令官として朝鮮に派遣されることになる。

このとき高島とともに海軍少将仁禮景範、そして日進・金剛・比叡・清輝各軍艦の派遣も決まる。

同年 8 月 8 日、侍従長山口正定は清輝艦に乗船して朝鮮に行く⁴¹⁾。同月 10 日、高島は小倉屯営歩兵 2 個中隊を率いて、花房公使とともに明治丸に乗船して、同月 12 日、仁川港についている。仁禮はすでに外務書記官近藤真鋤とともに金剛艦に乗船して、仁川に碇泊している⁴²⁾。

後年、このときのことを高木兼寛が語っている⁴³⁾。

39) 陸軍省編（1966）上、pp.551-552.

40) 松下編（1942）p.241.

41) 宮内庁（1971）第五、pp.753-754.

42) 同書、p.750.

43) 「高木男の脚気懐旧談」p.1033.

仁礼少将をして金剛外二艦を率い急航せしめる事となって、四十余日武装の儘に滞陣する事となりしが、比叡艦中には早くも脚気患者が非常に増加して来た。元来朝鮮に向かわぬ前、此等三艦は、北海道へ回航させる筈なりしを、俄かに朝鮮行きに改めたので、三百余名中罹病者が百八十余名に昇って、山の様な清国軍艦に対抗して威厳を保つ事が出来なくなった。ソコで極めて内密に病者の半数を上陸治療せしめる、新手の兵を加えるとか、病兵を後送するとか、今から考えれば何でもない訳なれども、海戦に経験のない当時の士気に多大の不幸を蒙らしめた点は甚大なものであった。内地に居る当局者は、何のことじゃ、年々三百万円の養兵費は何にして居るとか、いや海軍の非難が八釜敷事であった。これを冷かに戸塚医務局長の下に居って聞いて居る副長たる予の感慨は、到底諸君に分らない程である。従って予の感慨は、到底諸君に分らない程である。従って、予の対脚気策の初志を貫徹する事に付ての決心は頂上に達した。ソコデ十五年十月七日脚気予防の儀に付き上申書を海軍卿に提出した。戸塚局長の名義であったが、実は自分の案であったのじゃ。

さらに驚くことに、脚気のため、金剛艦は機関の運転にさえ差し支える事態まで引き起こしている⁴⁴⁾。各軍艦が脚気のために戦闘能力を大幅に減却したことで高島はおそらく肝を冷やしたとおもわれる。このとき高島は脚気の恐ろしさを身にしみて体験したことになる。

明治15年(1882)8月18日、高島と仁礼が兵を率いて入京する。禮曹参判趙秉鎬は花房の行館を訪れて謝罪するとともに、朝鮮国王李熙との謁見を同月20日正午とすることを伝える⁴⁵⁾。

同月19日に外務卿井上は参事院議官井上毅を花房の援助のため朝鮮に

44) 「高木男の脚気懐旧談(承前)」p.1068.

45) 同書, p.768.

派遣する⁴⁶⁾。同月 20 日、花房は外務書記官近藤真鋤とともに、2 個中隊の兵に護衛されて重熙堂で国王にあう。また、大院君とも別殿であっている⁴⁷⁾。

明治 15 年（1882）8 月 23 日、高島は花房と仁礼とともにソウル（京城）を去る。外務書記官近藤真鋤はソウル（京城）にとどまる⁴⁸⁾。そして同月 30 日、済物浦条約が締結される。内容は、壬午事変の犯人処罰、賠償 50 万円、公使館駐兵権等を含むものである。さらに同年 10 月 30 日には日鮮修好条規統約（居留地拡張等）を締結している。

高島は明治 15 年（1882）10 月 5 日に帰国する⁴⁹⁾。同月 6 日（金曜日）、高島は仁礼とともに明治天皇に拝謁する。正午、陪食を命じられ、花房、井上毅等と席をともにしている⁵⁰⁾。

同月 18 日、明治天皇は高島以下、外務卿井上等の壬午事変の関係者を謁見し、酒饌をあたえている。このとき高島は朝鮮に出兵した陸軍の状況を明治天皇に報告する。これに対する明治天皇の勅語である⁵¹⁾。

朝鮮の変局を和平に結ぶは汝等同心協力朕が旨を奉じ軍隊を率いて渡航規律厳明節制を愆らず能く其職を盡すに由る。朕之を嘉賞す。

同年 11 月 1 日、華族有志 60 余人が、芝離宮で高島、花房、仁禮を招いて、午後 4 時から 8 時まで祝宴をはっている。このとき東久世通禧が総代で祝詞を読んでいる⁵²⁾。

46) 同書、p.769.

47) 同書、p.768-769.

48) 同書、p.772.

49) 『枢密院高等官履歴』第三卷、p.147.

50) 宮内庁（1971）第五、p.797.

51) 同書、pp.799-800. 杉本編（1893）pp.228-229 では、日時は 11 月 1 日となっているが、これはまちがいである。

52) 霞会館華族資料調査委員会編（1995）p.487.

同月5日、高島は東久世通禧のところに11月1日の祝宴のお礼にいつている⁵³⁾。

3

堀内利国の経歴は以下のとおりである⁵⁴⁾。

- 弘化元年（1844）7月6日 舞鶴藩士堀内隆平の子として加佐郡舞鶴町に
うまれる。
- 明治3年（1870）5月28日 大阪の軍事病院医官（大録相当）となる。
- 明治4年（1871）10月19日 軍医寮七等出仕となる。
- 明治5年（1872）10月17日 陸軍一等軍医となる。
- 明治6年（1873）2月15日 正七位となる。
同年5月20日 陸軍二等軍医正となる。
同年6月25日 従六位となる。
- 明治8年（1875）11月25日 大阪鎮台病院長となる。
- 明治10年（1887）4月1日 大阪陸軍臨時病院副長を兼ねる。
同年6月14日 征討軍団附となる。
同年6月25日 鶴崎軍団支病院長となる。
同年6月29日 陸軍一等軍医正となる。
同年9月11日 軍団病院附けとなり、鹿児島に出張する。
- 明治11年（1878）1月31日 勲四等、年金135円を下賜される。
同年5月2日 熊本鎮台病院長となる。
- 明治13年（1880）1月7日 正六位となる。
- 明治15年（1882）6月8日 大阪鎮台陸軍病院長となる。

53) 同書 p.488.

54) 朝倉編（1988）第五卷, p.366, p.369, p.371, pp.473-474. 幹（1895）pp.1711-1715.

高島鞆之助と堀内利国

- 明治18年（1885）6月16日 大阪鎮台軍医長となる。
同年11月19日 勲三等，旭日中授章を授られる。
明治19年（1886）4月23日 陸軍軍医監となる。
同年7月6日 従五位となる。
明治21年（1888）11月30日 第四師団軍医長
明治25年（1892）4月9日 正五位に叙せられる。
明治27年（1894）10月20日 従四位に叙せられる。
明治28年（1895）6月18日 真田山陸軍墓地に眠る。

高島と堀内の出会いである。堀内は、明治11年（1878）5月から明治15年（1882）6月まで熊本鎮台病院長である。これに対して高島は、明治13年（1880）4月29日から明治14年（1881）2月7日まで熊本鎮台司令官である。高島の熊本鎮台在任中、堀内もまた熊本鎮台病院長であった。少なくとも、明治13年（1880）4月から高島と堀内はお互いに見知っていたことになる。

また堀内は、明治15年（1882）6月から大阪鎮台陸軍病院長である。これに対して高島は、明治18年（1885）5月21日から明治24年（1891）5月17日まで大阪鎮台司令官（第四師団司令官）である。やはり、大阪でも高島在任中は堀内もまた大阪鎮台（第四師団）に在任していた。

ところで明治20年（1887）1月11日、堀内はつぎのような転居広告を出している⁵⁵⁾。

生儀都合に依り左の所へ転居す

但自宅診療の儀は当分午後三時より六時限とす

東区北浜二丁目三十番地 浪速橋南詰西へ入る

55) 『朝日新聞』明治20年1月11日。

堀内利国

このころ官吏の勤務時間は、夏季に午前8時から午後2時あるいは3時まで、冬季に午前9時から午後3時までである。当時、堀内は軍医として勤務するかたわら、勤務を終えた午後3時以降には近隣の人の診療もしていたようである。このときの堀内の身分は陸軍軍医監、大阪鎮台軍医部軍医長・大阪鎮台病院長である。

明治23年(1890)3月24日、内閣訓令第二号で諸官庁の勤務時間が改定されている⁵⁶⁾。

4月20日から7月10日までは、午前8時から午後3時まで、
7月11日から9月10日までは、午前8時から午後12時まで、
9月11日から4月19日までは、午前9時から午後4時まで、
である。同月27日に、大山陸軍大臣が勤務時間を内閣訓令第二号に従うこととする達第四十九号を出す⁵⁷⁾。

4

つぎに堀内が脚気予防対策として米麦混合飯を考えた経緯についてみてみる。

明治17年(1884)4月、大阪鎮台の兵隊が兵庫県三木野で演習したのち、脚気患者が50、60人発生したことがある。このとき、第八連隊の患者がもっとも多かったようである。

同年5月に神戸監獄で麦飯を支給したら、脚気がなくなったとの話を堀内が聞き、いくつかの質問項目を与えて、調査のため部下を神戸監獄におくっている。

56) 内閣官報局編(1978)第二十三巻-4, p.140.

57) 内閣官報局編(1978)第二十三巻-5, p.152.

このときの話が「脚気病予防叢談」にある⁵⁸⁾。

明治十七年四月初春大阪鎮台管下諸兵隊を以て混成旅団を編成し、播州三木野に於て、旅団演習を施行せり、該演習を了り、諸隊帰營後旬日ならずして脚気病に罹るもの五六十名、就中歩兵第八連隊の下士兵卒を最多とす。

同年五月一日、予め転地養生所開設の事を稟議し、同月十五日撰津国矢部郡坂本村旧砲兵營を転地養生所と定め、同月二十三日脚気患者七十名を此に転地せしむ

この時点では脚気に対してまだ転地療法を考えていたようである。それがいかにして米麦混合飯にいたるのか、以下でみてみよう。

明治22年(1889)7月27日、28日の両日に大日本私立衛生会の第7次総会が大阪の西区西道頓堀府会議事堂で、参加者1,200人から1,300人をあつめて開催される。大日本私立衛生会の会頭は伯爵山田顕義司法大臣で、このとき開会の挨拶をしている。堀内は7月28日に麦飯の効果について演説をしている⁵⁹⁾。

つぎの引用文は、大日本私立衛生会第7次総会での堀内の演説「脚気病予防の実験」の内容である⁶⁰⁾。堀内がいかにして麦飯に到達したかがうかがえる。

会員堀内利国曰す利国は当会幹事より会場に於いて祝文若くは演説を為すの囑託を受けたり利国は公衆衛生的の學術經驗に乏しきを以て今

58) 愛国生(1908)(五) pp.1234-1235.

59) 『大阪朝日新聞』明治22年7月30日。矢島編(1927) p.4では明治21年となっている。

60) 堀内(1889) pp.733-737. 『大阪朝日新聞』明治22年8月10日、8月11日。幹(1895) p.1713.

日は我軍隊の衛生上最大の関係を有する脚気予防の実験説を述べ満場
21 諸君の清聴を煩わし以て公衆衛生の参考に供せんとす

脚気は亜細亜地方に行わるゝ麻痺病にして我日本に於ては上世逸矣たり
距今二百年即ち元禄の初年に於て大阪城中脚気病大に行れ其患延て
城外に及び漸く近国に伝染すと云此病の流行伝播することは当時の形
跡に於て已に掩うべからざる事実なり維新後都鄙の別なく兵隊の屯集
する所は処として此患あらざるなし就中東京、大阪を最も甚しとす蓋
し此病は夏秋の間に行れて壯者を侵し易く我軍隊脚気の患多きは職と
して是れ茲に由る歟茲に軍隊脚気予防の事を説くに当て先其沿革を述
べずんばあるべからず

明治二年の秋兵部省を大阪に置かれ諸藩士を徴収して数隊を編成し之
を生徒隊と呼ぶ尋で兵学寮を設け青年生徒及幼年生徒を養成せり此を
軍人の大阪に屯集する始めとす又軍事病院を大阪に設け軍人の疾病を
治療する所となす此を我国陸軍病院の始めとす利国は明治三年五月文
部省より兵部省に出身し始めて軍人の治療に従事するを得たり此年既
に軍人の脚気に罹るもの数多之あり明治四年の夏軍人の脚気病に罹る
こと愈々多し当時緒方惟準君は宮内中典医を以て軍事病院を統督せら
れ教師ブツケマ氏等と相謀て脚気患者数十名を有馬山の温泉場に転地
せしめしに頗る其効験ありし此を我陸軍に於て脚気患者を転地療養せ
しむる始めとす同年九月廢藩置県の詔あり壯兵を廢して賦兵となす我
国の兵制於是手一変せり尋で東京、大阪、広島、熊本に四鎮台を置か
れたり爾來兵隊の大阪に屯集すること年を遂て増加し従手軍人脚気の
患亦多し同年秋兵部省を東京に移し大阪は其出張所となる又軍医寮を
東京に置かれ軍事病院を其管理に帰す後仙台、名古屋に鎮台を置かれ
前四鎮台を合せて之を六鎮台と称せり先是東京、大阪は勿論各鎮台脚
気の患年々増加するを以て脚気の病理と予防の事は我陸軍部内否世間
の一大問題となれり維新後我国の文物は年を遂て開進し就中我医学の

如きは高尚の域に進むにも拘わらず脚気の病理治法及其予防の事に至ては絶て發明する所なきを以て唯其対症療法と転地療法を施すに過ぎざりし是其大略なり

明治十七年四月初旬大阪鎮台に於て混成旅団を編成し野外演習を施行せり該演習終るや否や旬日ならずして兵士の脚気病に罹るもの七十余名殊に急性にして險悪の症多きを以て直に之を神戸砲兵營に転地せしむ先是利国各府県に於いて囚徒に麦飯（挽割麦六分米四分）を給せし以来監獄の脚気著しく減却するを聞知し試に大阪、神戸兩監獄に就て之を質すに果して其聞く所に背かず因て九項の問題（問題略す）を設け之を近隣府県の衛生課に質せり此問題は同年六月に發して九月に至り其答報を得たり大阪、京都、兵庫、滋賀、三重、和歌山、岡山二府五県の報ずる所概ね皆一徹に出づ報答の略に曰く明治十四年内務省第拾三号の布達に由り同年七月より囚徒に麦飯を給せり十五、十六年は囚徒脚気の患著しく減却し本年に到ては監獄中絶て脚気を患うものなし云々利国以為らく兵營の衣食住と監獄の衣食住とを比較するに衛生上那の点より之を考るも兵營に利あつて監獄に利なきは論を俟たざるなり然るに我に脚気の患あつて彼に脚気の患なきは其効果して麦飯に在る歟於是米麦分析比較表府県監獄脚気病況申報并に大阪鎮台諸隊病類表同脚気患者一覽表を製し軍隊脚気予防の爲め今より一周年間兵士に麦飯を給せられんと雖ども同年十二月四日遂に軍第拾五号の命令を發し翌五日より之を断行せり翌十八年中大阪鎮台諸隊脚気の患は殆んど其跡を絶ち實に明治二年以来未曾有の好結果を得たり此年利国故あつて東北地方を巡回せしを以て箱館、青森、新潟、宮城、群馬、諸県の監獄に就き脚気病況を質すに曩に二府、五県監獄の申報する所と概ね相同じ同年十二月更に諸隊の麦飯を持重し以て脚気病を予防せんことを建議し議行われて本年に至り五年間第四師団管下に於ては軍隊の脚気病は全く其跡を絶つに至れり

先是我陸軍部内に於ては脚気の病理及其予防の事を策問せしことありしが衆軍医の見る所概ね四項の外に出でざりし曰く換気法の不完全（語を換て之を言えば炭酸の中毒）曰く動作の過度（語を換て之を言えば滋養の不及）曰く清潔法の不完全（語を換て之を言えば麻拉利亜毒の発生）曰く飲料水の不良是なり利国等見る所も亦此に外ならざるを以て兵舎炭酸の測定、動作と飲食物との権衡溝渠汚水の排除、飲料水の化学試験等を施し専ら脚気予防に力を盡すも十八年に至るまで当師団に於ては未だ脚気の患を断つ能わざりし

試に察せよ明治初年より十八年に至るまで大阪屯在諸隊患者の数は大抵現兵百分の十を下らず十八年以後脚気は勿論爾余の疾病も大に減却し現今に至り諸隊患者の数は平均百分の一、五に居る其多きも決して百分の二を超えることなし是れ軍隊衛生法の進歩に由ると雖ども麦飯の脚気予防に与て大に効力あるは之を五年間七八千人の兵員に試みし事実に徴して疑うべからざるなり試に思え軍隊脚気の患は我が最大焦眉の急なり世間脚気を予防する明論卓説あらざる以上は府県監獄に麦飯の好経験あるあらば宜しく採て之を我軍隊に試むべし何之理論に拘泥して躊躇するの暇あらんや是利国が持論なり今や利国麦飯の脚気を予防する効力あるを知て未其理論を諸君に向て公言する能わざるなり諸君幸に試験あつて其効理如何を教えられんことを是利国が切に諸君に望む所なり

堀内は明治 16 年（1883）に脚気予防のため歩兵第八連隊兵舎の改良を請願している。しかしながらこのときには認められなかった。その後も歩兵第八連隊に脚気が多発したため、堀内は明治 17 年（1884）5 月、再度建議する。その建議である⁶¹⁾。

61) 愛国生（1908）（五），p.1235.

当鎮台の病兵を通算するに、歩兵第八連隊の病兵最多し、其死亡除隊の数亦之に準ず、其病類は脚氣最多くして、他病の過半数を占む、試に昨十六年一年間台下諸隊病死の数を挙げれば、総計九十一名、内六十二名は歩兵第八連隊の兵にして、其六十二名中三十五名は脚氣病に係る、八連隊の脚氣流行の盛なる推して知るべきなり、抑脚氣の流行は、風土氣候の然らしむる所と雖ども、兵營の結構及其建築法に關係する亦少少なからざるべし、夫歩兵第八連隊營は圍繞方形の結構にして、其舎を上下二層に區別し、每室寢台を四列に置き、板障を以て縦に之を分割せり、加之に窓牖寡少にして、風氣の流通、日光の透射共に其宜しきを得ず、舎内每人所領の容積は平均十三立方米突兎、平均十二立方米突兎に過ぎず、然も之を歩兵第八連隊の各大隊に比すれば、病兵の僅少なる理に於て怪むべきに似たり、之を要するに、歩兵第十連隊第二大隊營は兵舎の横径狭小にして、寢台を二列に置き、其窓牖は潤大にして、每舎或は東西に、或は南北に対向して之を開き、風氣の流通日光の透射共に其宜しきを得るに在るや必せり、是最も見易き一列なり利国等客年来歩兵第八連隊兵營の健康に不利なるを論じ、該營改良の件を建議せしに、幸に採る所ある乎、營舎主管をして改良の図を製せしめ、之を本省に呈し、其許可を俟つと聞けり利国等謂う、八連隊營の改良日近きに在り、本年我軍隊脚氣の患全く断つ能わざるも、之を前年に比すれば減却するや必せりと、如何せん本年四月中旬以来、八連隊中脚氣病に罹るもの続々之あり、現今の勢を以て之を考れば、平年に比すれば、脚氣の流行或は猖獗を極むるも知るべからず、其予防治療の方法は、軍医の責任にして、日夜怠らずと謂ども、言論行れざること往々之あり利国等常に痛嘆して措かざる所あり、茲に十六年大阪鎮台諸兵死亡除隊一覽表第五表十六年同台脚氣患者各隊比較表第六表并に歩兵第八連隊十三年後各隊患者比較表第七表を製し参照に供す、幸に説の採るべき者ありとせば、歩兵第八連隊營

改良の件速に御詮議之あらんことを希望す云々（諸表は略す）

これをみると堀内も最初から兵食と脚気とを関連づけていたわけではない。当初は脚気と気候風土との関係、なかんずく住居環境との関係に着目している。堀内の建議の結果、西郷従道陸軍卿が大阪鎮台を視察し、兵舎改良の断を下す。大阪鎮台の兵舎改良工事が竣工するのは明治18年（1885）2月である^{62）}。

しかも堀内が脚気対策として兵舎改良工事を建議したのは、明治17年（1884）5月である。大阪鎮台の野外演習が行われたのは、同年4月初旬であり、同年5月には神戸坂本村に転地療養のため大阪鎮台の脚気患者を移送している。このとき、堀内はなお脚気対策として、兵食改良ではなく兵舎改良・転地を有効と考えていたことになる。

堀内が兵食改正の議を稟申するのは、明治17年（1884）10月である。その抄録を田村が記述している^{63）}。

脚気を誘発する因由数多ありと雖も、試に其大綱を掲ぐれば風土、気候、年齢、稠人群居、常習の変換、情意の感動、家居の結構、食料の善悪、被服の厚薄、寛緊の類是なり、然れども此等の諸因は挙て之を除く能わず、除き得べきの事にして其最も急なるものは兵舎の改良、食料の改良なり兵舎の改良は既に嘉納せられて着手せり、更に一步を進めて、兵食の改良を望む、聞く明治十四年七月全国囚徒の食料を米麦混食に改めてより府県監獄の脚気病は殆ど其跡を断つもの如し、是に由て之を見れば麦食の脚気予防に効あるや、稍信を取るに足る、依りて自今一周年間試に諸隊兵士の食料を改正し、給するに米麦混合の食を以てし、所謂兵舎の改良と、食料の改良と併て之を实地に施さ

62) 愛国生（1908）（五），pp.1235-1236.

63) 田村（1907）pp.828-829.

ば、明年脚気の患者を断つ能わざるも、恐らくは之を減却するに至らん。

さらに詳細なものが「脚気病予防叢談（五）」に記載されている⁶⁴。

脚気は亜細亜地方に行わるゝ一種の麻痺病にして、我日本に於ても中世以来人民輻湊の地に行わる、維新後都鄙の別なく、兵隊の屯集する所は、地として比患あらざるなし、就中東京大阪を最も甚だしとす、蓋し其症は春夏の交より、秋冬の間に行わるゝ麻拉里亜性伝染病に属して、壯者を侵し易し、我軍隊脚気の患多きは職として此に因るなり、且其症に緩急あり、軽重あり、其急症は発病後両三日を出でずして斃るゝあり、其慢性症は兩三年に渉りて癒えざるあり、現に大阪鎮台に在ては、脚気症は年々他病の過半数に居り、而して死亡除隊の數亦之に準ず、我軍隊に於ては虎列拉腸壺扶斯の類偶行れて、其猖獗を極むる如きあるも、未だ脚気病の年々我兵士を殘害するの甚しきに若かざるなり、夫疾病を既發に治するは、之を未萌に防ぐに若ず、是衛生学普通の論題たり、特に我軍隊に於て脚気を未萌に防ぐの利あるは論を俟たずして知るべきなり利国等軍医の職に斑し、脚気予防に力を盡す茲に年あり、苟も之を予防せんと欲せば、其誘因を除かずんばあるべからず、脚気を誘發する因由は數多なりと雖ども、試に其大綱を掲ぐれば、曰風土、曰氣候、曰年齢及男女の差、曰稠人群居、曰常習の変換、曰情意の感動、曰家屋の結構、曰食料の美惡、被服の厚薄及其寬緊の類是なり、然ども此等の誘因は挙げて之を除く能わず、何となれば風土氣候は人力を以て之を変更するを得ず、丁壯を謳て兵役に服す、年齢男女亦之を変更する能わず、一營に起臥し、軍務に服する

64) 愛国生（1908）（五）、p.1236.

は兵士の常なり、稠人群居亦之を避くるを得ず、服装則あり、起臥法あり、常習の変更亦避く可らず、父母を辞し、親戚朋友を離れて兵役に服す、情意の感動亦去る能わず、今や除き得べき事にして其最も急なるものは曰兵舎の改良なり、曰被服の改良なり、然も改良の事たる理に於て言うべくして、勢に於て行われざる事往々之あり、是利国等常に痛嘆して措かざる所なり利国曩に上書して歩兵第八連隊營の結構最も健康に不利なるを論じ、併て改良の事を請う、幸に其説を嘉納せられ、本年六月に至て該營改良に着手し、其工事の竣るや日將に近きに在らんとす利国等更に一步を進めて、脚氣予防の為に改良を望むの件あり、他なし、兵食の改正是なり利国等之を聞く、明治十四年七月全国囚人の食料を改正し、給するに米麦混合（ $\frac{麥六分}{米四分}$ ）の食を以てし、爾來府県監獄の疾病大に減少すと、因て本年六月近隣府県衛生課に照会して、其虚実を質すに、果して其聞く所に負かず、府県監獄に於て、脚氣の一症は其跡を絶つものゝ如し、（府県の答報は前に記せり）⁶⁵⁾是に由て之を見れば、麦食の脚氣予防法に効あるや稍信を取るに足る、且麦食は之を米食に比すれば、胃中消化易うして、

堀内は誰からどのような情報をいつ聞いたのか、明治17年（1884）に大阪鎮台の三等軍医であった重地正己がつぎのように述べている⁶⁶⁾。

明治四年からして大阪の軍隊に続々脚氣患者が出来まして爾來軍隊の増設されるのに伴いまして該患者も亦益々多くなりまして一時に数百人の患者を見るに至り死亡数も随分夥しいことでありました其処で脚氣患者に転地をさせる為めに有馬、高野山、西江州坂本村、兵庫市、神戸の坂本村等に療養所を設けまして此所に輸送に堪える脚氣患者を

65) 原文は二段組である。

66) 重地（1901）pp.611-614.

移して療養させました

私が三等軍医で砲兵第四連隊附として兵庫石堡塔分遣隊に在勤中明治十七年五月に大阪の陸軍病院から脚気患者七十名を兵庫県下摂津国矢部郡坂本村にある旧砲兵營に移しまして此所を転地養生所と致し該患者の治療を私に命ぜられました尤も軍医試補の神屋五郎之助氏木村得三氏山岸信英氏等は一ヶ月交代で此所に出張して患者の治療に従事されましたが治療主任は私でありました此の時に大阪陸軍病院長の堀内利国氏彼の脚気と麦飯の關係に就て高名の堀内君が患者視察として來營されました其の時同氏は私に何か脚気の特効薬はなきやと尋ねられましたから私が之れに答て曰く 対症療法の外に何の名案もありません然し此の一つ私の身に就て実行したことがあります私には利き目がありましたそれは私が熊本に在勤して居た時脚気に罹つて余程難儀しましたことがあります其の時に私の友人が私の難儀するのを見兼まして脚気の未だ起らない時より麦飯を食うと脚気に罹らずに済むから之れを遣つて見てはどーだと忠告してくれました其処で私は之を用いて見ました所が案の如く次年から罹らなかつたのであります今ま試みに之れを御実施なすつて見てはどーですと申しました所が堀内君は大に私の実験談を嘲笑されまして此れは遠田長庵の療法であつて今や開明の世の中にこんな療法を称用するものはない重地君は遠田の弟子にでも成つたことがあるのかと云つて丸で相手になつてくれませんでした夫れから暫らくして同君が又たこられまして相易わらず談が脚気特効薬のことに移りました此の時にも私は麦飯実験談を担ぎ出だし且つ大分県監獄兵庫県監獄等に於ても米飯を廢し一般に麦飯を給することになりし以来囚徒の脚気患者が大に減少したと云ことを話しました此の大分県監獄のことは私の知人で其の当時同監獄の役員をして居た者より聞き又兵庫県監獄の方は同獄の医員鈴木某の話で知つたのです其当時神戸市では脚気が流行して巡査や書生や車夫などは続々之れに罹

りましたが独り囚徒には同病に罹るものが殆んどなかったそうです今回は堀内君は別にけなしもせずに私の話を黙して聴て居りましたが別れに臨んで夫れでは一つ兵庫監獄に就て脚気患者の有無を調査して呉れと申されまして次記の問題を書いて与えられました此の問題各項の末尾に答がありますが此れは私が調査の上書きしりましたのです

問 題

第一問 徒囚人に麦飯を用いし起因及其年月日如何

答 明治十四年第十三号内務省布達に因り同年七月より此れを施行する

第二問 麦飯を給せし後ちは米食を与えし時に比すれば該病の多寡如何殊に脚気の一症其員数及死亡の数如何

答 徒囚人に麦飯を用いし後は脚気病に罹る者年々其数を減じ十五年中七十名十六年中十七名の脚気ありしも本年に在っては徒囚人中未だ一名の脚気患者を生ぜず

第三問 徒囚人食量の區別如何

答 就役の種類に従って異り軽役四合並役五合強役七合但し米麦の割合は麦六分米四分とす

第四問 食料の献立如何

答 朝 味噌汁 昼 漬物 夕 煮染 但し日曜、大祭日には牛肉若くは魚肉五六匁を給与す

第五問 徒囚人内外応役の景況及其時間如何

答 外役は午前六時より午後六時に至る内役は暑中に設けある工場に於てするものにして午前五時より午後六時に至る但し内外役共に日の長短に従て時間に差等あり

第六問 徒囚人の脚気に罹る男女の區別及其年齢如何

答 婦人の脚気病に罹るは稀なり年齢は十六年以上三十年以下のものに多しとす

第七問 徒囚人の現員如何

答 徒囚現員 男 七百九十三人
女 九十六人
合計八百八十九人

第八問 徒囚人脚気患者の現員如何

答 目下一名も之れに罹るものなし

第九問 徒囚室内一人占領する処の容積及室内炭酸定量如何

但し此項不明ならば必ずしも答を煩わさず

答 徒囚一人の容積は平均建坪大約四分四厘とす
室内炭酸量未だ審ならず

明治十七年五月廿二日

此の報告を致しましてから間もなく堀内君は附近各府県の監獄に或は軍医を派遣し或は書面を発送して調査されました処其結果は兵庫県監獄のと殆んど同一でありました其処で堀内君は大に麦飯説に傾いてこられました時の第四師団長山地中将に歩兵第八連隊に麦飯を給与相成旨を理由を具して稟申され山地師団長は堀内君の説を採用され軍隊に麦飯給与の件を陸軍大臣に申請され其の許可を得て明治十七年の秋期に初めて歩兵第八連隊に麦四米六の割合の米麦混食を給することになりました其の時の歩兵第八連隊長は現今の第四師団長小川中将でありました麦飯を米飯に代用することに就ては同隊中に大部不平を唱えるものがありましたそうですが同連隊長は夫れ等のことに頓着せず断行されました（以下略）

神戸監獄の回答書は明治 17 年（1884）5 月 22 日付けで書かれている。さきにみたように坂本村旧砲兵營に脚気患者 70 名を移送するのは、同月 23 日である。したがって、堀内と重地のやりとりは、5 月 22 日以前、坂本村に脚気患者 70 名が来る前ということになる。重地は患者が来てから

の話として述べているが、おそらく重地の記憶ちがいであろう。

重地が堀内の質問状を回収した結果わかったことは、神戸監獄では、明治14年（1881）7月から麦飯を給与し、明治15年（1882）の脚気患者は70人、明治16年（1883）の患者は17人であったが、明治17年（1884）には脚気患者は発生していないということである。

ところで監獄での麦飯支給は明治14年（1881）の太政官達で、「在監人給与規則」が7月1日から施行されることにもとづいている。「規則」の第6条に在監人の食事の規定がある。使役の程度によって、また未決囚、子ども等の違いによって支給される食料の量はことなるが⁶⁷⁾、米と麦の配分比率は同じである。米が4割、麦が6割である⁶⁸⁾。

神戸監獄の質問に対する回答をえてから、堀内は二等軍医水谷寛得を大阪府の監獄に派遣してつぎの回答をえる⁶⁹⁾。

第一答 神戸監獄署に同じ。

第二答 囚人の脚気病に罹る毎年募からず明治七年中徒囚人の此患に罹る八十九人内死亡八人明治八年より十三年に到る間は医事記録を欠くを以て其数を詳にする能わず十四十五両年は脚気の患絶えざりしが十六年以後は該病著しく減却せり。

第三第四第五第六答 神戸監獄署に同じ。

第七答 徒囚現員男二千九百九十一人女二百四十九人合計三千二百四十人未決現員男千百〇一人女七十八人合計千百七十九人総計四千四百十九人但し現今病に罹る徒囚六十六人未決三十八人にして内呼吸器病消化器病を最多とす。

67) 内閣官報局編（1976）、p.178。もっとも多く支給される量は1日7合で、使役労働に服さないもの、未決者は1日4合、10歳未満のこどもは1日3合で、これに1銭5厘以下の菜がついている。

68) 同書、p.176-179。

69) 愛国生（1908）（五）p.1234。

第八答 神戸監獄署に同じ。

第九答 獄舎大室に三十二三名小室に十八乃至廿名にして席一畳に付二名の割室内炭酸の量は未だ詳ならず。

当時の大阪屯在の兵員数は約 3,000 人、これに対して大阪府監獄の囚人及び未決囚の総数は 4,419 人ということである⁷⁰⁾。

大阪府監獄からも神戸と同様の回答をえて、明治 17 年（1884）6 月 26 日、近隣の府県、京都、滋賀、三重、和歌山、岡山の 1 府 4 県の衛生課にも同じ質問状を出し、各府県の監獄の脚気の状態を聞いている⁷¹⁾。その時期は 6 月に質問状を出して、和歌山からの回答は 7 月 12 日、三重県からは 7 月 19 日、滋賀県と京都府からは 8 月 22 日、最後になる岡山県の回答は 9 月 19 日ということである⁷²⁾。

重地は明治 17 年（1884）当時、大阪鎮台神戸分遣砲兵隊の三等軍医である。また引用文にある神屋五郎之助、木村得三が軍医試補として『改正官員録』に掲載されるのは明治 17 年（1884）9 月である。それ以前には彼らの名前は掲載されていない。また山岸信英は引用文では軍医試補のような紛らわしい記述になっているが、明治 17 年（1884）4 月以来、三等軍医として『改正官員録』に掲載されている⁷³⁾。

したがって、軍医試補神屋、軍医試補木村はこの時期脚気調査にそれほどかかわっていたとはおもわれない。

各府県の監獄の脚気の状態は神戸監獄とほぼ同じ結果をえる。滋賀の場合はずっと脚気患者が少なく、麦飯給与前後において発生率はそれほど変わっていないということと、和歌山では明治 10 年（1877）5 月に国事

70) 同書 p.1234.

71) 同書 p.1235.

72) 同書 p.1235.

73) 彦根編（1884）4 月、p.98, p.103. 同書、9 月、p.102, p.107.

犯 74 人が服役したとき、1 ヶ月以内に過半数が脚気を罹病し、このために亡くなったものが 6, 7 人いたという事例も含まれている。和歌山の事例は明らかに国事犯たちは他の服役者と異なった扱い、食事を支給されたことが原因であると推測される。

滋賀ではもともと脚気患者はすくなかったにかかわらず、麦飯に変更後も神戸のようにゼロにはなっていない。その理由はわからない。

堀内は大阪鎮台司令官陸軍少将山地元治（在任期間、明治 15 年（1882）2 月 6 日から明治 18 年（1883）5 月 21 日）に鎮台における麦食を建議するが、諸隊長から麦飯は民間における粗食であり、これを兵士に給与することはできないと反対の声があがる。しかしながら、参謀長歩兵中佐山根信成、第 8 連隊長小川又次がこの提案に賛成し⁷⁴⁾、大阪鎮台では明治 17 年（1884）（11 月頃とおもわれる）から 1 ヶ年、兵食を米麦混合食（麦 4 割米 6 割）とすることになる⁷⁵⁾。

陸軍省の給与概則では、隊附下士以下には、1 日精米 6 合金 6 銭が支給されている⁷⁶⁾。

監獄の献立は、朝食ご飯と味噌汁、昼食ご飯と漬物、夕食ご飯と「煮染」であり、ご飯は「並役」で 1 日 5 合である。「煮染」の内容はわからないが、何かの煮物ということであろう。兵隊もご飯は 1 日 6 合、実に 1 食につき 2 合の米を食べている。当時はご飯だけを食べていた感がある。まさしく米は主食である。

大阪鎮台では、明治 15 年（1882）の春季大演習のさいの兵糧を道明寺^{ほしい}糰と牛肉にしている⁷⁷⁾。従来は精米とパン等である。演習時の兵食をどのようにするのは重要なことなので日常的に研究していたようである。

74) 矢島編（1927）p.12.

75) 森鷗外は明治 17 年末としている。森（1974）第 34 巻， p.166.

76) 内閣記録局編（1978）第 53 巻， p.22.

77) 『大阪日報』明治 15 年 1 月 24 日。

ところで、さきにみたようにこのとき兵食に麦飯を給与することに賛成するのが、大阪鎮台参謀長歩兵中佐山根信成、第八連隊長歩兵大佐小川又次と矢島は述べている。山根信成が大阪鎮台参謀長となるのは明治17年(1884)9月であり、それ以前の大阪鎮台参謀長は歩兵大佐茨木惟昭である。また小川又次は明治15年(1882)には陸軍中佐で大阪鎮台の参謀長である。明治17年(1884)9月の時点では、歩兵中佐で広島鎮台の参謀長であり、歩兵大佐となり、大阪鎮台歩兵第八連隊長となるのは明治17年(1884)10月28日である。明治17年(1884)9月時点での歩兵第八連隊長は青山朗中佐である⁷⁸⁾。

これらのことから、第4師団で米麦混合飯が兵士に支給されるのは、明治17年(1884)11月以降だとおもわれる。のちのことであるが、陸軍中将小川又次は明治30年(1897)4月8日から明治37年(1904)9月4日までのあいだ第四師団長を務めている⁷⁹⁾。

明治18年(1885)9月半ば、大阪鎮台兵に脚気患者は存在しなかったということである。この年、麻布の歩兵第一連隊に967人、佐倉の歩兵第二連隊に285人、仙台の歩兵第四連隊に272人等の脚気患者が発生している。これによって大阪鎮台ではさらに1,2年間、米麦混合食を継続することになる。

興味あることがここでおきる。明治19年(1886)7月から11月の間に、天津の歩兵第九連隊で139人の脚気患者が発生する。調査の結果、第九連隊では米麦混合食を給与しないで、米食を給与していたことが判明する⁸⁰⁾。このときの歩兵第九連隊長は、山口県出身の井戸順行中佐である⁸¹⁾。また、明治19年(1886)には、米麦混合食を採用する師団は4個師団に

78) 彦根編(1884)9月, p.102.

79) 井上(1922) p.273.

80) 矢島編(1927) pp.7-14.

81) 『職員録』甲, 明治19年, p.148.

およんでいる⁸²⁾。

明治 18 年（1885）7 月 16 日の朝日新聞である⁸³⁾。

当鎮台の兵士は従来脚気病を患えるもの多きより昨年五月十八日より神戸坂本村に転地養生所を開かれしが本年は今日まで未だ一名の該患者なきよしなり

さきにみたように、転地養生所開設が稟議されるのが明治 17 年（1884）5 月 1 日、坂本村旧砲兵營を養生所と決めるのが同月 15 日、大阪の陸軍病院から脚気患者 70 名が転地するのが同月 23 日である。この記事によると養生所が開所されるのは同月 18 日である。18 日から 23 日の間に堀内が坂本村の養生所を訪れている可能性がある。であればこの期間、養生所に 70 名以外の脚気患者が既に存在していた可能性がある。この場合、脚気患者が来てからの話、あるいは養生所が開所してからの話ということになる。ただしこの場合も、大阪の陸軍病院から 70 名の脚気患者が転地してからの話ではない。

堀内は、脚気対策として兵舎改良の稟議をするとともに、脚気治療についてなお有効な治療法を思案し、重地からヒントをえて、必要とおもわれる調査をしたうえで、兵食の改良に思い至ったということになる。

明治 18 年（1885）8 月 6 日の朝日新聞につきのような内容の記事が掲載されている⁸⁴⁾。海軍軍医本部長軍医大監高木兼寛が鶴田海軍大軍医とともに 8 月 4 日来阪している。府立病院等を巡視したのち、北浜の灘万で大阪の医師 5 人（吉田、緒方、高橋、神戸、野邊）と懇親会を開いている。そのおり、高木は海軍では昨年、すなわち明治 17 年（1884）から食料を

82) 森（1974）第 34 卷，p.166.

83) 『朝日新聞』明治 18 年 7 月 16 日.

84) 『朝日新聞』明治 18 年 8 月 6 日.

改正し、麦パン等を用いるようになった結果、脚気だけではなく、胃腸病・肺病等も減少したと述べている。

5

明治20年(1887)1月30日は孝明天皇20年式年にあたるため、同月25日、明治天皇は京都に向けて横浜から軍艦浪速に乗船して、この日午前11時に出発する。同月26日午後零時30分に神戸港についている。神戸から汽車に乗り京都にむかい、同日5時過ぎに京都御所に入っている。

同年2月2日、御学門所において、明治天皇は26人に拝謁を許している。高島はそのなかのひとりである。拝謁後、明治天皇は高島と食事をともにしている⁸⁵⁾。

同年2月15日、午前7時30分に京都御所を出発、同日8時10分に七条停車場を発車して、梅田停車場に9時15分に到着している。停車場には、高島以下、岡沢精少将、児島惟謙控訴院長、建野郷三大阪府知事、今井書記官等が出迎えている⁸⁶⁾。

ところで京都・神戸間の鉄道は、明治10年(1877)2月5日に開通している。明治天皇はこの開通式に臨み、七条停車場、大阪停車場(梅田停車場)、神戸停車場を訪問している⁸⁷⁾。

明治20年(1887)2月15日午前9時50分、明治天皇は大阪鎮台を訪問する。大阪鎮台司令官高島は大阪古城図、大阪城沿革略記を贈呈し、管内の景況を報告するとともに、さらに脚気予防に麦飯の効果があることも報告している。その奏上文である⁸⁸⁾。

85) 宮内庁(1971)第六, p.692.

86) 『朝日新聞』明治20年2月16日。市立大阪市民博物館編(1921) pp.256-259.

87) 宮内庁(1970)第四, pp.40-44.

88) 『官報』(明治編)第2巻~(14), pp.241-242.

伏て惟みるに方今軍備拡張兵政方さに整わんとする時に際し、臣鞆之助叨りに乏きを当職を承け、明治 18 年を以て任に本地に就き爾來拮据勉勵聖旨に奉答せんとする。茲に年あり幸に陛下の神聖なる威徳に憑り、管内の兵事漸く緒に就き百般の業務年を遂うて進む。今茲に一、二を掲げれば、徴兵事務の如き人智開進に随て必任義務の重且大なるを弁識し、特に徴兵令改正後に至ては著く応募の数を加え之れを忌避遁逃するものものに比するに、啻に霄壤のみにあらず、又た軍隊教育上に在ても頻年稍く進歩の状あり、各隊相互に孜々として學術の淵叢を探り競進して常に怠らず、茲を以て客歳に於ける各隊射的及行軍の景況を過る十八年に比較するときは遙かに優るものあり、又各隊賞罰の比較に至ても其増減の較著なる。現に十八年に於ける褒賞者は其数 4877 名に過ぎれども、十九年に至ては其数増加して 5024 名に至り、十八年に於ける軍律懲罰は其数 6610 名にして、十九年に至ては其数減少して 3011 名に至れり。是れ畢竟軍隊に於て、軍紀風紀の厳正整肅にして、賞罰愈明かなるに依るなり。軍隊衛生に至ては患者の員数増加すと雖ども、其全治者の数も亦随て増加す。是れ他なし軍隊衛生の注意周到なると折肱の功愈進むに因るなり。特に脚氣患者に至ては、近年頗る其数を減じ、之れを往年に比すれば、河海の涓滴に過ぎず。其原因は蓋し兵食の改良にあるや又疑う可らざるなり。其他出師準備事項の如きに至ては、実に軍事の激変にして、治平の日予め之れが計画方案を定め、咄嗟指顧の間、急劇に應ずるの備えなかる可からず。之れが備えたる他なし。無事の日に於て、計画の周到なると謀図の緻密なるに在り。茲を以て臣鞆之助就任以来深く計慮し、未だ善美の域に達せずと雖ども幸に業務漸く整うに至れり。謹んで陛下の臨幸に際し、茲に管内兵事一覽表を奉呈す。陛下万機の余乙夜の御覽を賜えば感荷の至りに耐えず。該表は勉めて簡易を主とし、類を分ち品を彙し、以て展検に便ならしむ。伏して冀くば該表に就て管内兵事の

梗概を叡覧あらんことを臣鞆之助謹て奏す。誠忠誠惶頓首頓首

明治 20 年 2 月 15 日

大阪鎮台司令官陸軍中將子爵高島鞆之助

このとき、明治天皇は脚気予防に大阪鎮台が成功したこととの報告を受け、侍従岡田善長を使者として堀内のところに行かせ、堀内を大阪偕行社に招き、脚気予防の実情について堀内から話を聞き、さらに喜びの聖旨を堀内に与えている⁸⁹⁾。明治天皇は脚気について腑に落ちる話を聞いて余程うれしかったとおもわれる。

その後午前 11 時 30 分、城南練兵場で観兵式がおこなわれる。指揮官は今井兼利第 7 旅団長である。そのときの様子である⁹⁰⁾。

御正装に召替させ玉ひ午前十一時卅分城外練兵場へ臨御、観兵式執行なりし次第は今井歩兵第七旅団長指揮官にて土屋歩兵少佐草場同大尉は参謀に鷗沢中尉伝令使となり、同式の順序は先ず歩兵第八第九の両連隊、次に第十第二十の両連隊、次に工兵第二大隊、砲兵第四連隊の内第三大隊（山砲隊）第一第二の両大隊（野砲隊）輜重兵第四大隊第一中隊等にて歩兵は練兵場の東手に砲工輜の諸隊は南手に整列し、斯くて聖上の御馬車練兵場に着御なりしや、高島司令官には御先導にて歩砲工輜諸隊の整列せし前面を御通覧あらせられ、了て御馬車を場内西南手に駐めさせ玉ひ、程なく歩砲工輜諸隊とも分列運動を為して御馬車前を通過し分列式了りて、夫れより御馬車を輾らせ玉ひ、行在所なる偕行社に着御なりしは午前十一時五十分頃なりき

89) 愛国生（1908）（六）、p.1291。矢島編（1927）p.15。

90) 『朝日新聞』明治 20 年 2 月 16 日。市立大阪市民博物館（1921）pp.258-259。

明治天皇は東区大手前ノ町にあった第三高等中学校を参観する。参観を終えて午後2時に大阪偕行社にもどっている。皇后は住吉大社参詣を終えて午後2時10分に大阪偕行社に到着する。午後2時30分から、明治天皇と皇后は大阪偕行社で能を観賞している⁹¹⁾。この能観賞は建野知事発案によるもので、能舞台は偕行社の北に建設される。おそらく建野は侍補としての経験から、明治天皇の好みを熟知していたとおもわれる。建設を請け負ったのは東区徳井町の榎本甚助で、明治20年(1887)2月4日から建設を始めて5日に完成させる予定とあるが、予定の日程どおり完成したかどうかはわからない⁹²⁾。

また、高島は兼光作の刀一振り、今井少将は広忠作の短刀一鞘を、それぞれ明治天皇に献納している。また高島春子は、山陽の巻物一卷を献納している。この日、明治天皇は大阪偕行社を行在所と定め、大阪偕行社に宿泊する⁹³⁾。

なぜ高島、今井が明治天皇に刀、短刀を献納したのかというと、明治天皇は刀剣が好きだったようである⁹⁴⁾。明治天皇の侍従を務めたことのある高島はこのことを知っていたとおもわれる。また今井は刀剣に関して詳しくあったようである。

陛下は御刀が御好きで表御座所にも絶えず幾口か御置きになりました。時々御用の御閑暇などにあれこれ抜いて御覧になることもございました。

明治天皇は同年2月16日12時40分、茨木停車場から馬に乗り、13時

91) 同書 p.275.

92) 『朝日新聞』明治20年2月5日.

93) 市立大阪市民博物館編(1921) pp.275-277.

94) 日野西(1952) p.203.

30分に耳原村字手幣山に着いている。経路は、茨木停車場、倍賀村、上穂積村、郡村、中河原村、耳原村である。そこから混成第7旅団（歩兵第8連隊、歩兵第20連隊）の対抗演習を見物している。もう一箇所の天覧所、太田村字稲荷山には15時30分について、対抗演習を見物している。歩兵第7旅団長陸軍少将今井兼利が総指揮官となり、東西2軍に分かれ、大阪を攻める側（西軍）とこれを守る側（東軍）という想定である。大阪が包囲されたとの情報により、これを援助するために東軍が駆けつけ、西軍がこれを迎え撃つとの設定である。演習地はこれにより茨木の地となる。演習は、13時6分に始まり、16時40分に西軍の勝利となって、終わっている。このときに安威村も演習地となっている⁹⁵⁾。

明治天皇は同年2月25日、世話になったお礼として将校以上に清酒二十樽代金200円を下賜している⁹⁶⁾。

6

明治20年（1887）10月14日、明治天皇は芝区三田綱坂の大蔵大臣松方正義邸をおとずれる。松方邸はもと伊予松山侯の屋敷である。このとき内閣総理大臣伊藤博文等とともに、高島も招かれている⁹⁷⁾。

同年10月19日、大阪鎮台司令官高島、名古屋鎮台司令官、広島鎮台司令官、熊本鎮台司令官、仙台鎮台司令官は管下の状況を明治天皇に奏上する。その後、高島だけが呼ばれて、威仁親王、陸軍大臣、宮内大臣、侍従長、皇后宮大夫等とともに御陪食を命じられている。また、同月21日には浜離宮での鴨猟にも高島は参加している⁹⁸⁾。

95) 市立大阪市民博物館（1921）pp.303-310.

96) 同書 pp.254-256, p.276.

97) 宮内庁（1971）第六, pp.824-826.

98) 同書, p.828.

同年10月、高島は将官会議に列席し、その席上において、大阪の実験に徴して、兵食を麦飯にすることを進言している⁹⁹⁾。

維新後都鄙の別なく兵隊の屯集する処脚気の患あらざるはなし就中東京大阪を最とす而して大阪は毎年夏季軍人の脚気に罹り鎮台病院に入るもの無慮五六百名にして其死亡除隊此に準ず（中略）利国等之を府県監獄の実験に徴し試に米麦混合の食を給し軍隊の脚気を予防せんことを具申し在阪歩兵第八連隊同第二十連隊砲兵第四連隊工兵第四大隊并輜重第四大隊の兵食は明治十七年二月以降挽割麦四分米六分の混合食を用い姫路歩兵第十連隊も在阪諸隊に倣い明治十八年二月より麦飯を給し十八十九の両年は諸隊を通じて軍人の脚気に罹るもの両三名に過ぎず大津分営歩兵第九連隊に於ては同十八年三十名十九年百三十九名の脚気を出せり此を以て同連隊にても同十九年十月以後麦飯を用い今日に至り一の患者を生ぜず（中略）麦は化学分析上米に比し滋養分に富み消化し易きは疑を容れず加之米麦価格に差等あるを以て魚菜料自ら増加せしむる益あり党鎮台に於て三ヶ年の実験に依り予防効果を確知するに依り自今兵食は之を麦飯に決定あらんことを望む右謹んで上申す

将官会議というのは、明治8年（1875）に検閲が終了したのち、各鎮台司令官が上京し開かれるようになったものである¹⁰⁰⁾。明治12年（1879）9月15日、太政官第三十三号達、鎮台条例第十四条はつぎのようになっている¹⁰¹⁾。なお条例の文言「監軍中將」は明治14年（1881）5月13日太政官第21号達により「監軍部長」に改められている¹⁰²⁾。

99) 矢島編（1927）pp.15-16.

100) 陸軍省編（1966）上，p.475.

101) 内閣官報局編（1994）第十二卷-1，p.263.

102) 内閣官報局編（1976）第十四卷，p.215.

凡そ毎年歳終に陸軍卿参謀本部長並に近衛都督各軍管の司令官及び省内各局長を省内に会同せしめ猶各部の監軍中将を会合して将校進級総表を選定し以て次年拔擢進級の序を定む

規程によると将官會議に堀内は出席できない。さきの引用文が将官會議の席上で読まれたものかどうかは確定できない。堀内もこのとき上京し、別の會議で麦飯の効用について報告したようである。いずれにしても、将官會議で高島が報告する原稿としたものであることは想像できる。

會議後、借行社（東京）における慰労会（堀内も出席している）の席で、大沢謙二の脚気に関する講演が行われている。その内容は、麦飯の効果は偶然によるものであり、科学的根拠のあるものではないという麦飯反対論であると矢島は推測している¹⁰³⁾。ここでは堀内の麦飯論は迷信扱いされたようである。

ここで海軍の実績をみてみる¹⁰⁴⁾。明治4年（1871）、ロシアとの樺太問題で全権を乗せた船で帰途乗員の過半数が脚気に罹病したため、函館に回航して、乗員全員を上陸させ、仮病舎を設けて治療している。また明治8年（1875）6月には遠航で、134日間に53人が罹病し、同年11月には筑波艦の遠航でも50人余の脚気患者が発生する。

さきにみたように明治15年（1882）、仁川沖に回航された金剛ほか2艦は、滞泊40日間に300余名の兵員中180余名が脚気に罹病し、ほとんど戦闘能力を失うにいたっている。

明治16年（1883）9月、軍艦龍驤の遠洋航海、オーストラリア、南アメリカ、ハワイの航海において、ペルーからハワイの航行の間に138人が脚気にかかるが、ホノルルで食料を補給し、これを供給したところ脚気患者が根絶するという経験をする。同年10月に脚気病調査委員を設け、龍

103) 矢島編（1927）pp.16-17.

104) 日本科学史学会編（1965）p.120.

驥の事例を調査研究する。責任者は海軍少輔真木長義、委員は海軍軍医大監高木兼寛等 8 人である¹⁰⁵⁾。同年 11 月 29 日、高木兼寛は、明治天皇に脚気の原因は食物不良であるとして、兵食の改善の必要性を訴える。その結果、明治 17 年（1884）1 月に艦船営下士以下食料給与概則を定め、兵食の改善をする¹⁰⁶⁾。

明治 18 年（1885）3 月 19 日、海軍軍医本部長軍医大監高木兼寛は参内し、明治天皇に海軍では明治 16 年（1883）の筑波艦遠航での実験を経て、明治 17 年（1884）以降、半麦 3 食によって、脚気の追放に成功したことを具申する¹⁰⁷⁾。このように海軍では明治 17 年（1884）以降、経験法則にもとづいて脚気追放に成功している。

それにもかかわらず陸軍中央の軍医当局者は麦飯に反対する。理由はひとつである。麦飯の有効性を何によるものであるのかが演繹的に判明していないということである。その他の理由は、①米食は、麦に比較して、カロリーが高い。②海軍の兵員数は、4 千人から 5 千人である。これに対して、陸軍は数十万人の兵員であり、食事改善にはかなりの費用が必要となる¹⁰⁸⁾、というものである。おそらく、兵食を海軍並みにするには、膨大な経費を要したとおもわれる。場合によっては日本の米中心経済を転換する必要もあったということである。また、玄米食であったときには脚気は顕著なものではなかったことも事実である。しかもいまからみればパンよりも玄米は理想的な食物である。したがって、麦飯の有効性が演繹的に証明されないかぎり、兵食を変えないということも、この時点では無理のないことである。海軍の場合は艦の操舵ができなくなる状態、海軍が海軍として維持できない状態であったのに対して、陸軍の場合はまだ余裕があった

105) 宮内庁（1971）第六、p.127, pp.379-380.

106) 同書、pp.140-141.

107) 同書、pp.379-380.

108) 日本科学史学会編（1965）p.127.

ため、待ったをかけたということであろう。単に、悪意からだけの麦飯反対であったとはおもわれない。

堀内の報告により、麦飯を採用するものもいた。ところが台湾軍（台湾総督府陸軍局軍医部長）が麦飯を採用することに対して、なおも軍医部（石黒忠憲）は反対する。

この軍医部の執拗なまでの反対は、単に軍医部だけが反対しているのではなく、当時の陸軍首脳部（大山陸軍卿，山県有朋中将，西郷従道中将等）と連携していたと推測されるがどうか。

堀内の建言を受けて、最重要事項であるので、通常であれば、陸軍首脳部は白米部隊と麦飯部隊とを編成し、その違いを検証するはずであるがそのようなことを行った形跡はない。陸軍首脳部がやるべきことを行っているのが、明治天皇である。

明治 21 年（1888）7 月 30 日、明治天皇は、侍従岡田善長を近衛歩兵第二連隊に派遣し、脚気発生の状況を査問させている。同年 7 月 31 日、明治天皇は、侍従岡田善長を近衛歩兵第一連隊に派遣し、脚気発生の状況を査問させている。近衛歩兵第一連隊は同年 3 月 1 日より、兵食を朝食・昼食を麦飯（麦 3 分・米 7 分）、夕食を麵包としている。ところが同年 10 月 2 日には米食にもどり、明治 22 年（1889）4 月 1 日からまた麦飯に替えている。このためか、ふたたび同年 6 月 11 日、近衛歩兵第一連隊、近衛歩兵第二連隊に侍従岡田善長が派遣され査問している¹⁰⁹⁾。明治天皇は陸軍首脳部とことなり、脚気に対して関心があった。

同年 9 月 27 日、陸軍軍医監石黒忠憲、陸軍一等軍医森林太郎がヨーロッパから帰国し、明治天皇に謁見所で帰国報告をしている¹¹⁰⁾。

森林太郎すなわち森鷗外は、文久 2 年（1862）島根藩津和野に生まれる。明治 14 年（1881）東京大学医学部を卒業し、明治 17 年（1884）から

109) 陸軍省編（1966）上，pp.771-772.

110) 宮内庁（1972）第七，p.127.

4年間ドイツに留学している。石黒忠憲^{ただのり}、森林太郎は麦飯の強力な反対者である。

明治21年(1888)11月26日、宮中の漢方医福井貞憲、村瀬豆洲、松島美実、浅井篤太郎等をすべてやめさせる¹¹¹⁾。

明治22年(1889)3月24日、参謀総長有栖川宮熾仁親王は第四師団巡閲のおり、歩兵第二十連隊将校集会所において高島とともに昼食をとる。昼食の内容は、西洋料理2、3品と兵食すなわち弁当箱入りの麦4分米6分の飯・塩焼の鯛・ごぼうの煮物である。有栖川宮参謀総長は兵食を8分食し、西洋料理にははしをつけなかったと報じている¹¹²⁾。明治22年(1889)においても、第四師団では麦飯を兵食としている。

7

陸軍が、新発田、由良、福岡を除き米麦混合食を採用するのは、明治24年(1891)である¹¹³⁾。

同年4月26日の東京日日新聞に、麻布第一連隊が同月10日ころから麦飯に改めたとの記事がのっている。また、明治25年(1892)5月1日の郵便報知新聞に、近衛工兵中隊は明治22年(1889)3月から麦飯を採用しているとの記事がのっている¹¹⁴⁾。同時に麦飯採用の結果、いずれも脚気の発病がなくなると報じている。

明治29年(1896)でもなお軍医総監石黒忠憲は台湾総督府の軍医が麦飯を採用するのに対して反対意見を述べている。このときの軍医学校長は森林太郎(鷗外)である。また、陸軍大臣、拓殖務大臣は高島であり、台

111) 同書, p.156.

112) 『大阪朝日新聞』明治22年3月26日。

113) 森(1974)第34巻, p.166.

114) 内川・松島監修(1984) pp.786-787.

湾総督は乃木希典である。

したがって、高島は、大阪鎮台司令官（第四師団長）のときには麦飯採用を建言するが、陸軍大臣のときには兵食を麦飯にすることには積極的でなかったことになる。もちろんこのときには、軍政と軍令が分離されていたが、高島陸軍大臣が麦飯採用のために行動した証拠はない。

陸軍が麦飯を本格的に採用するのは、明治38年（1905）である¹¹⁵⁾。この年3月10日、出征軍人軍属に麦飯喫食の訓令を出す。日露戦争で、総病者の2分の1近くが、脚気患者であったため、麦飯を正式に採用するようになる¹¹⁶⁾。

脚気がビタミン B₁ 欠乏によるとわかり、日本にその対処法が確立するのは、島蘭順次郎の大正8年（1919）の内科学会総会での報告、大森憲太の大正10年（1921）のビタミン B₁ 欠乏食による人体実験の結果までまたねばならない¹¹⁷⁾。

ところで、兵食とは、軍隊で摂取する食物である。軍隊の食物は、「兵としての本文を發揮するのに最も好適なる食物と云う事を理想」¹¹⁸⁾としてゐる。そして、兵食とは、「平戦両時に於ける戦闘能力の維持増進と、作戦行動とに必要な特殊の食物」¹¹⁹⁾であると、定義している。これほど大切な兵食について、経験的に意味があると認められたものであるにもかかわらず、麦飯が採用されるのは多くの犠牲をみた後である。

精白米にビタミン B₁ が含まれていないということではない。ビタミン B₁ の含有量が少ないというだけである。可食部100グラム当たりで、玄米には0.41 mg、精白米には0.08 mg のビタミン B₁ が含まれている¹²⁰⁾。1

115) 日本科学史学会編（1965）p.120.

116) 同書 p.127.

117) 同書 p.121.

118) 陸軍糧秣本廠（1987）上、p.3.

119) 同書、p.3.

120) 新食品成分表編集委員会（2008）pp.22-23.

日に精白米を 300 グラム食べると、0.24 mg のビタミン B₁ が摂取できることになる。

明治 17 年 (1880)、陸軍では兵士に 1 日 6 合の白米を支給している。1 合の精白米の重さを 140 グラムとすると、1 日 6 合 (840 グラム) の精白米を食べると、0.672 mg のビタミン B₁ が摂取できる。さきにみたように、当時の副食は貧しいものであった。これは囚人と兵士だけではなく、一般的なことである。たとえば、19 世紀後半の間屋においても、朝食は冷や飯と味噌汁、昼食と夕食は 1 菜という日がおおく、月 6 回の精進日は香の物だけということである。その結果、天保から明治前期にかけて白木屋江戸店で脚気のため死亡した人が 6 人いる¹²¹⁾。

明治 44 年 (1911) から大正 4 年 (1915) 間、精白米の平均一人一日当たり消費量は 358 グラムであり、それにより 0.2864 mg のビタミン B₁ が摂取できる。

身長 171.0 cm、体重 63.5 kg、身体活動レベル中位の男性 (18 歳～29 歳) のビタミン B₁ の 1 日における食事摂取基準値は、1.4 mg である¹²²⁾。精白米の消費量を 358 グラムとすると、精白米のご飯を食べるだけでもビタミン B₁ の 1 日における食事摂取基準値の約 20% を摂取できることになる。精白米だけを食べていたもの (副食が豊富でなかったもの) は、それだけではビタミン B₁ が不足したということである。

玄米 6 合であれば、3.444 mg のビタミン B₁ が摂取できる。玄米食であれば、ビタミン B₁ 摂取に関しては、まったく問題ないことになる。

明治天皇が脚気に悩まされたということは、白米中心の食事をして、ビタミン B₁ を多く含有する食べ物、たとえば豚肉、うなぎ等を日常的に食べていなかったということである。

121) 林 (1982) p.94, p.98.

122) 厚生労働省「日本人の食事摂取基準 (概要)」p.10 で、身体活動レベルを I、II、III と 3 クラスに区分している。そのうちの II ということである。

昭和天皇は、朝、夕は洋食で、昼食だけが和食、あるいは和食に近い料理で、7分づきの米に1割の麦を入れたご飯を食べている¹²³⁾。

参考文献

- 愛国生（1908）「脚気病予防叢談」（五），『医海時報』第745号，明治41年9月26日，pp.1234-1236.
- 愛国生（1908）「脚気病予防叢談」（六），『医海時報』第747号，明治41年10月10日，p.1290-1293.
- 朝倉治彦編（1988）『近代史史料陸軍省日誌』第五卷，東京堂出版。
『朝日新聞』明治18年7月16日，8月6日。
『朝日新聞』明治20年1月11日，2月5日，2月16日。
- 井上正雄（1922）『大阪府全志』卷之二，大阪府全志発行所。
- 巖本善治編（1995）『新訂海舟座談』勝部真長校訂，岩波書店。
- 内川芳美・松島栄一監修（1984）『明治ニュース事典』第四卷，株式会社毎日コミュニケーションズ。
『大阪朝日新聞』明治22年3月26日，7月30日，8月10日，8月11日。
『大阪日報』明治15年1月24日。
- 霞会館華族資料調査委員会編（1993）『東久世通禧日記』下，霞会館。
- 樺山愛輔（1988）『父樺山資紀』大空社。
『官報』（明治編）2卷，復刻版，龍溪書舎，1985。
- 宮内庁（1969）『明治天皇紀』第二，吉川弘文館。
宮内庁（1970）『明治天皇紀』第四，吉川弘文館。
宮内庁（1971）『明治天皇紀』第五，吉川弘文館。
宮内庁（1971）『明治天皇紀』第六，吉川弘文館。
宮内庁（1972）『明治天皇紀』第七，吉川弘文館。
- 厚生労働省（2004）「日本人の食事摂取基準（概要）」<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/11/h1122-2.html>。
- サトウ，アーネスト（1960）『一外交官の見た明治維新』下，坂田精一訳，岩波書店，“A Diplomat in Japan”（1921）。
- 重地正巳述，谷口謙記（1901）「脚気予防として軍隊に麦飯を給したる起源に就て」『軍医学会雑誌』第122号，明治34年8月2日，陸軍軍医学会，pp.611

123) 秋俣会編（1986）p.247.

-614-

- 市立大阪市民博物館編（1921）『明治天皇大阪行幸誌』大阪市。
『職員録』明治19年12月，印刷局，1886。
新食品成分表編集委員会（2008）『新食品成分表』一橋出版。
『樞密院高等官履歴』第三卷，大正の一，東京大学出版会，1996。
杉本勝二郎編（1893）『華族列伝国乃礎』下，華族列伝国乃礎編輯所（霞会館，1991）。
- 宗田一（1989）『図説・日本医療文化史』思文閣出版。
「高木男の脚氣懐旧談」『医海時報』第887号，明治44年6月24日，pp.1032-1033，1911。
「高木男の脚氣懐旧談（承前）」『医海時報』第888号，明治44年7月1日，pp.1068-1069，1911。
田村俊次（1907）「陸軍に於ける脚氣予防」『医海時報』第684号，明治40年7月27日，pp.828-829。
東京大学史料編纂所編（1976）『保古飛呂比』佐佐木高行日記八，東京大学出版会。
東京大学史料編纂所編（1998）『保古飛呂比』佐佐木高行日十一，東京大学出版会。
東京大学史料編纂所蔵版（1998）『明治史要』全，附表，東京大学出版会。
東京都編（1969）『東京市史稿』市街篇，第61，東京都。
内閣官報局編（1994）『法令全書』第十二卷-1，原書房。
内閣官報局編（1976）『法令全書』第十四卷，原書房。
内閣官報局編（1978）『法令全書』第二十三卷-4，原書房。
内閣官報局編（1978）『法令全書』第二十三卷-5，原書房。
内閣記録局編（1978）『法規分類大全』第53卷，原書房。
日本科学史学会編（1965）『日本科学技術史大系』第24卷・医学〈1〉，第一法規出版。
- 林玲子（1982）『江戸犯科帳』吉川弘文館。
彦根正三編（1880）『改正官員録』明治13年10月，博公書院。
彦根正三編（1882）『改正官員録』明治15年2月，博公書院。
彦根正三編（1883）『改正官員録』明治16年12月，博公書院。
彦根正三編（1884）『改正官員録』明治17年3月，4月，5月，6月，7月，9月，博公書院。
日野西資忠（1952）『明治天皇の御日常』祖国社。

高島鞆之助と堀内利国

堀内利国（1889）「脚気病予防の実験」『大日本私立衛生会雑誌』第76号，明治22年9月，pp.733-739.

松下芳男編（1942）『陸軍省沿革史』日本評論社.

森林太郎（1974）『鷗外全集』第28巻，第34巻，岩波書店.

幹澄（1895）「陸軍々医監堀内利国君小伝」『東京医事新誌』第912号，pp.1711-1715.

陸軍省編（1966）『明治軍事史』上，原書房.

陸軍糧秣本廠（1987）『日本兵食史』上，（復刻）有明書房.

矢島柳三郎編（1927）『麦飯爺』堀内謙吉.

（付記）引用文について，仮名遣い・変体仮名を新仮名遣いに改めた箇所，漢字を当用漢字に改めた箇所等がある.

（2011年8月29日受理）